

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	砂防法
根拠条項	第8条
処分の概要	原因行為者への工事施行命令
法令の定め	第8条 他の工事、作業其の他の行為に因り砂防工事を施行するの必要を生ずるときは地方行政庁はその行為をなしたる者をして其の工事を施行し又は其の砂防設備の維持をなさしむることを得
処分基準	<p>原因行為者への砂防工事又は砂防設備の維持（以下「砂防工事等」という。）の施行の命令は、他の工事、作業その他の行為が砂防工事を施行する必要を生じさせた原因であることが明らかであり、かつ、その結果砂防工事等を要する場合において、当該原因行為者が砂防工事等を行うことが治水上砂防の支障を生じさせないときに施行を命じることができる。</p> <p>施行命令の範囲は、原則として当該砂防工事の必要を生じさせた限度とする。</p> <p>ただし、原因行為者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該原因行為者に当該砂防工事等を施行させることが治水上砂防の支障を生じさせるおそれがある場合には、当該原因行為者に当該砂防工事等の施行を命じないこととする。</p>
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	砂防法
根拠条項	第16条
処分の概要	原因者への工事費用負担命令
法令の定め	第16条 砂防工事にして他の工事、作業其の他の行為により必要を生ずるものなるときは其の費用は工事の必要を生ずる程度に於て其の原因たる工事、作業其の他の行為に関し費用の負担する者をして之を負担せしむることを得。但し河川法第68条の場合は此の限に在らず。
処分基準	当該砂防工事が砂防法第8条により砂防工事又は砂防設備の維持を命ずるべきものに該当するものであり、かつ、当該砂防工事を北海道が施行した場合において、当該他の工事、作業その他の行為により工事の必要が生じた時点における砂防設備の新設又は機能回復に要した費用を限度として負担させるものとする。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	砂防法
根 拠 条 項	第18条第2項
処 分 の 概 要	代執行費用の義務者からの徴収
法 令 の 定 め	第18条第2項 国土交通大臣若しくは都道府県知事に於て義務者の履行すべき義務を自ら執行し又は第三者をして執行せしめたるが為に要したる費用は其の義務者より之を追徴することを得。
処 分 基 準	行政代執行法第2条の規定による。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	砂防法
根 拠 条 項	第 2 1 条
処 分 の 概 要	砂防に関する費用の不均一賦課
法 令 の 定 め	第 2 1 条 公共団体は砂防に関する費用に付き利害関係の厚薄を標準として其の区域内に於て不均一の賦課をなすことを得。
処 分 基 準	受益についての利害関係の厚薄の算定が困難であること等の事情から、賦課徴収を行うことは不可能であると法解釈上言われていることから、処分基準は設定していない。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	砂防法
根 拠 条 項	第 2 2 条
処 分 の 概 要	土石・砂礫等の供給命令
法 令 の 定 め	第 2 2 条 砂防工事の為必要なときは地方行政庁は管内の土地若は森林の所有者に命し補償金として時価相当の金額を下付して其の所有に係る土石、砂礫、芝草、竹木及び運搬具を供給せしむることを得 以 下 略
処 分 基 準	砂防工事のため必要やむを得ない場合で、かつ砂防工事の現場に近接する地先の管内の土地若しくは森林の所有者に限る。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	砂防法
根 拠 条 項	第 2 9 条
処 分 の 概 要	許可の取消、原状回復命令等
法 令 の 定 め	第 2 9 条 第 4 条に依り国土交通大臣若は都道府県知事に於て一定の事項に対し許可を受けしめたる場合に於て必要と認むるときは国土交通大臣若は都道府県知事は其の許可を取消し若は其の効力を停止し若は其の条件を変更し又は設備の変更若は原形の回復を命し又は許可せられたる事項に因り生ずる害を予防する為に必要なる設備を命することを得
処 分 基 準	治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができ、また処分の方法についても、治水上砂防の観点から真に必要な範囲において、相当と認められるものを選択して行う。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	砂防法
根拠条項	第30条
処分の概要	違反事実更生、損害予防設備命令
法令の定め	第30条 法律、命令若は許可の条件に違背したる者は行政庁の命する所に従ひ其の違背に因りて生ずる事実を更生し且其の違背に因りて生ずべき損害を予防する為に必要なる設備をなすへし
処分基準	治水上砂防の観点から必要な場合に行うことができ、また処分の方法についても、違反の程度や治水上砂防の支障の程度から相当と認められるものを選択して行う。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	砂防法
根 拠 条 項	第 3 6 条
処 分 の 概 要	間接強制 (義務履行命令)
法 令 の 定 め	第 3 6 条 私人に於て此の法律若は此の法律に基きて発する命令に依る義務を怠るときは国土交通大臣若は都道府県知事は一定の期間を示し若し期限内に履行せざるとき若は之を履行するも不十分なときは五百円以内に於て指定したる過料に処することを予告してその履行を命ずることを得。
処 分 基 準	砂防法に基づく発する命令による義務を履行しない場合又はその履行が十分ではない場合に行うこととする。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号 : 011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	砂防法
根拠条項	第37条第1項
処分の概要	保証金の目的納付又は過料への充用
法令の定め	第37条第1項 此の法律若は此の法律に基きて発する命令に規定したる事項に関し保証金を納付せしめたる場合に於ては行政庁に於て直に之を其の納付の目的又は過料に充用することを得。
処分基準	許認可等に基づく条件として納付を予定する保証金に限る。 (義務の担保として保証金の徴収を予定することは、法令に基づいたものでなくてはならず、かつ不当に義務を課すことのないよう、慎重を期す必要がある。)
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・上記処分担当課 ・各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
根拠条項	第8条第1項
処分の概要	制限行為許可の取消
法令の定め	第8条第1項 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第1項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。 一 前条第一項の規定に違反した者 二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた場合
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
根拠条項	第10条第1項
処分の概要	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令
法令の定め	第10条第1項 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれ著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至った事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。
処分基準	次の要件すべてに当てはまる場合 1 区域指定前に行われた行為又は許可を受けた行為だが日時の経過によりその実態が著しく危険となったもの。 2 災害の予防施設がないか、又はきわめて不完全であるため災害発生の著しいおそれがあるもの。 ※ 土地所有者の故意過失は問わず、土地所有者の行為によるか否かを問わない。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・上記処分担当課 ・各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
根 拠 条 項	第10条第2項
処 分 の 概 要	急傾斜地崩壊防止工事の施行命令
法 令 の 定 め	第10条第2項 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によって同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。
処 分 基 準	次の要件すべてに当てはまる場合 1 制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によって法第10条第1項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであること。 2 行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められること。 3 工事を行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないこと。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
根 拠 条 項	第 2 3 条第 1 項
処 分 の 概 要	工事費用の受託者への負担命令
法 令 の 定 め	第 2 3 条第 1 項 都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受けるものがある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処 分 基 準	北海道においては、土地の寄付を受けるか又は無償貸借により急傾斜地崩壊対策事業を実施することとしており、受益者負担金を徴収していないことから、本規定に係る処分基準は存在しません。
処 分 担 当 課	(電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	・ 建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号 : 011-231-4111 内線29-412、413) ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第14条第1項
処分の概要	工事原因者への工事施行命令
法令の定め	第14条第1項 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所（電話番号： ）
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	地すべり等防止法
根 拠 条 項	第 2 1 条第 1 項
処 分 の 概 要	許可の取消、原状回復命令
法 令 の 定 め	第 2 1 条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。 一 許可を得ずに第十八条第一項に規定の行為を行った者 二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	許可の取消、原状回復命令等
法令の定め	第21条第2項 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第18条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。 二 地すべり防止上著しい支障が生じたとき。 三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	地すべり等防止法
根 拠 条 項	第 2 1 条第 5 項
処 分 の 概 要	損失補償額の原因者への負担命令
法 令 の 定 め	第 2 1 条第 5 項 都道府県知事の統括する都道府県は、第 3 項の規定による補償の原因となった損失が、第 2 項第 3 号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処 分 基 準	補償の原因となった損失が、地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要によるものであること。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第23条第1項
処分の概要	地すべり防止施設の改良命令等
法令の定め	<p>第23条第1項 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止施設が第12条〔築造等の基準〕の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該地すべり防止施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第十一条第一項の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第十一条第一項の承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十一条第一項の承認を受けて工事が施行されたとき。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第23条第2項
処分の概要	地すべり防止施設の改良命令等
法令の定め	第23条第2項 都道府県知事は、都道府県知事以外の者の管理する地すべり防止施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該地すべり防止施設が第12条の規定に適合しなくなり、かつ、地すべりの防止上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第34条第1項
処分の概要	工事原因者への費用負担命令
法令の定め	第34条第1項 都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	道路工事等の他の工事又は他の行為の結果、北海道が管理する地すべり防止施設を地すべり防止施設管理者たる北海道が自ら施行する必要が生じたものであること。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	地すべり等防止法
根 拠 条 項	第 3 5 条第 3 項
処 分 の 概 要	付帯工事費用の原因者負担命令
法 令 の 定 め	第 3 5 条第 3 項 都道府県知事は、第 1 項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
処 分 基 準	法第 3 5 条第 1 項に規定の付帯工事費用について、当該付帯工事が他の工事又は他の行為により生じたものであること。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	地すべり等防止法
根 拠 条 項	第 3 6 条第 1 項
処 分 の 概 要	工事費用の受益者への負担命令
法 令 の 定 め	第 3 6 条第 1 項 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事によって著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処 分 基 準	受益の算定が困難であること等の事情から、受益者負担金を徴収することは想定していないので、処分基準は設定していない。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第38条第2項
処分の概要	延滞金の徴収
法令の定め	第38条第2項 前項の場合においては、都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を越えない範囲で定めなければならない。 地すべり等防止法施行規則第12条 [延滞金]
処分基準	延滞金の割合は「地すべり等防止法施行規則(昭和33年農林省、建設省令第1号)」に定められています。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	地すべり等防止法
根拠条項	第45条第1項
処分の概要	許可の取消、原状回復命令等
法令の定め	第45条第1項 第8条 [標識の設置]、第13条から第17条まで [兼用工作物の工事の施行・工事の原因者の工事の施行・附帯工事の施行・土地の立入等・地すべり防止工事に伴う損失補償]、第20条 [許可の特例]、第21条 [監督処分及び損失補償]、第26条 [地すべり防止区域台帳]、第29条から第31条まで [都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担・受益負担金・負担金の通知及び納入手続等・強制徴収・収入の帰属・義務履行のために要する費用]の規定は、 また山崩壊防止区域に関する管理及び費用について準用する。 以下略
処分基準	各準用規定に記載の基準による。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第11条(第37条の8)
処分の概要	占用料、土石採取料の徴収(海岸保全区域) 占用料、土石採取料の徴収(一般公共海岸)
法令の定め	<p>第11条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第7条第1項又は第8条第1項第1号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収できない。</p> <p>第37条の8 第11条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第11条中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、「第8条第1項第1号」とあるのは「第37条の5第1号」と読み替えるものとする。</p> <p>海岸法施行規則第5条 一 占用料及び土石採取料の基準</p>
処分基準	<p>占用料の額及び土石採取料の額は「北海道海岸占用料等徴収条例(平成12年北海道条例第27号)」に定められている。</p> <p>なお、当該条例は、「北海道海岸占用料等徴収条例の施行について(平成12年4月3日付け砂防第16号建設部長、農政部長及び水産林務部長通達)」により運用されている。</p>
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第1項(第37条の8)
処分の概要	占有許可の取消、行為中止命令等(海岸保全区域) 占有許可の取消、行為中止命令等(一般公共海岸)
法令の定め	<p>第12条第1項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却(第8条の2第1項第3号に規定する放置された物件の除却を含む。)、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>一 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に違反した者 二 第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を付した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>第37条の8 第12条第1項の規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第12条第1項中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、「第8条第1項」とあるのは「第37条の5」と、「第8条の2第1項第3号」とあるのは「第37条の6第1項第3号」と、「第8条の2第1項」とあるのは「第37条の6第1項」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第2項(第37条の8)
処分の概要	占用許可の取消、行為中止命令等(海岸保全区域) 占用許可の取消、行為中止命令等(一般公共海岸)
法令の定め	<p>第12条第2項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者においては、第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。 <p>第37条の8 第12条第2項の規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第12条第2項中「第7条第1項」とあるのは「第37条の4」と、「第8条第1項」とあるのは「第37条の5」と読み替えるものとする。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条の2第4項(第37条の8)
処分の概要	補償費用の原因者への負担命令(海岸保全区域) 補償費用の原因者への負担命令(一般公共海岸)
法令の定め	第12条の2第4項 海岸管理者は、第1項の規定による補償の原因となった損失が前条第2項第3号(海岸の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。)の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。 第37条の8 第12条の2の規定は、一般公共海岸区域について準用する。
処分基準	補償の原因となった損失が、海岸の保全上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要によるものであること。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第16条第1項(第37条の8)
処分の概要	工事原因者への工事施行命令(海岸保全区域) 工事原因者への工事施行命令(一般公共海岸)
法令の定め	第16条第1項 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持(海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。)の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を当該他の工事施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。 第37条の8 第16条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第21条第1項
処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等
法令の定め	<p>第21条第1項 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。</p> <p>一 第十三条第一項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>二 第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。</p> <p>三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第21条第2項
処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等
法令の定め	第21条第2項 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第22条第1項
処分の概要	漁業権の取消、行使の停止命令等
法令の定め	第22条第1項 都道府県知事は、海岸管理者の申請があった場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	海岸法
根 拠 条 項	第 2 3 条の 5 第 3 項
処 分 の 概 要	海岸協力団体の指定の取消
法 令 の 定 め	第 2 3 条の 5 第 3 項 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 第 3 7 条の 8 第 2 3 条の 3 から 7 までの規定は、一般公共海岸に準用する。
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第31条第1項(第37条の8)
処分の概要	工事原因者への費用負担命令(海岸保全区域) 工事原因者への費用負担命令(一般公共海岸)
法令の定め	第31条第1項 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 第37条の8 第31条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。
処分基準	道路工事等の他の工事又は他の行為の結果、北海道が管理する海岸について、海岸管理者たる北海道が自ら海岸保全施設に関する工事又は海岸の維持を施行する必要が生じたものであること。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第32条第3項
処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令
法令の定め	第32条第3項 海岸管理者は、第1項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となったものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となった工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。
処分基準	法第32条第1項に規定の附帯工事費用について、当該附帯工事が他の工事又は他の行為により生じたものであること。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	海岸法
根 拠 条 項	第 3 3 条第 1 項
処 分 の 概 要	受益者への工事費用負担命令
法 令 の 定 め	第 3 3 条第 1 項 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によって著しく利益を受けるものがある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。
処 分 基 準	受益の算定が困難であること等の事情から、受益者負担金を徴収することは想定していないので、処分基準は設定していない。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第35条第2項(第37条の8)
処分の概要	延滞金の徴収(海岸保全区域) 延滞金の徴収(一般公共海岸)
法令の定め	第35条第2項 前項(第11条の規定に基づく占用料及び土石採取料)の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。 第37条の8 第35条の規定は、一般公共海岸区域について準用する。 海岸法施行規則第9条 - 延滞金
処分基準	延滞金の割合は「海岸法施行規則(昭和31年農林省、運輸省及び建設省令第1号)及び「北海道海岸占用料等徴収条例(平成12年北海道条例第27号)」に定められています。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号:)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号:)
備考	公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第10条
処分の概要	水面利用施設に対する補償等の命令
法令の定め	第10条 公有水面の利用に関して為したる施設が埋立の為その効用を妨げらるるときは都道府県知事は政令の定むる所に依り埋立の免許を受けた者をしてその施設を為したる者に対し之に代るべき施設若は其の効用を保全する為必要なる施設を為さしめ又は損害の全部若は一部を補償せしむることを得。
処分基準	「公有水面の利用に関して為したる施設」とは、その機能が公有水面の利用と直接結びついている施設（例：埋立に関する工事の施行区域内又はその付近に設置された物揚場、護岸等）をいう。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・上記処分担当課 ・各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	公有水面埋立法
根 拠 条 項	第 1 2 条第 1 項
処 分 の 概 要	埋立免許料の徴収
法 令 の 定 め	第 1 2 条第 1 項 都道府県知事は、埋立に付き免許料を徴収することを得 公有水面埋立法施行令第 1 6 条 [免許料の額]
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	公有水面埋立法
根 拠 条 項	第 3 0 条
処 分 の 概 要	災害防止に関する義務の賦課
法 令 の 定 め	第 3 0 条 都道府県知事は埋立地に関する権利を取得したる者に対し災害防止に関し埋立の免許条件の範囲内に於いて義務を命ずることを得
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	公有水面埋立法
根 拠 条 項	第 3 1 条
処 分 の 概 要	工事施行区域内の工作物除却命令
法 令 の 定 め	第 3 1 条 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 依 り 埋 立 に 関 す る 工 事 に 着 手 す る こ と を 得 る 場 合 に 於 て は 都 道 府 県 知 事 は 其 の 工 事 の 施 行 区 域 内 に 於 け る 公 有 水 面 に 存 す る 工 作 物 其 の 他 の 物 件 の 除 却 を 其 の 所 有 者 に 命 ず る こ と を 得
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第32条第1項
処分の概要	埋立免許の取消、工作物の除去等
法令の定め	<p>第32条第1項 左に掲ぐる場合に於ては第22条第2項〔竣功認可の告示等〕の告示の日前に限り都道府県知事は埋立の免許を受けたる者に対し本法若は本法に基きて発する命令に依りて其の為したる免許其の他の処分を取消し其の効力を制限し若は其の条件を変更し、埋立に関する工事の施行区域内に於ける公有水面に存する工作物其の他の物件を改築若は除却せしめ、損害を防止する為必要なる施設を為さしめ又は原状回復を為さしむることを得</p> <p>一 埋立に関する法令の規定又は之に基づきて為す処分に違反したるとき 二 埋立に関する法令に依る免許その他の処分の条件に違反したるとき 三 詐欺の手段を以て埋立に関する法令に依る免許その他の処分を受けたるとき 四 埋立に関する工事施行の方法公害を生ずるの虞あるとき 五 公有水面の変更に因り必要を生したるとき 六 公害を除却し又は軽減する為必要なるとき 七 前号の場合を除くの外法令に依り土地を取用又は使用することを得る事業の為必要なるとき</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 <p style="text-align: right;">(電話番号：)</p>
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

法 令 名	公有水面埋立法
根 拠 条 項	第 3 2 条第 2 項
処 分 の 概 要	土地収用等による損害補償の命令
法 令 の 定 め	<p>第 3 2 条第 2 項 前項第 7 号の場合に於て損害を受けた者あるときは都道府県知事は同号の事業を為す者をして損害の全部又は一部を補償せしむることを得。</p> <p>[第 3 2 条第 1 項]</p> <p>左に掲ぐる場合に於ては第 2 2 条第 2 項の告示の日前に限り都道府県知事は埋立の免許を受けたる者に対し本法若は本法に基きて発する命令に依りて其の為したる免許其の他の処分を取消し其の効力を制限し若は其の条件を変更し、埋立に関する工事の施行区域内に於ける公有水面に存する工作物其の他の物件を改築若は除却せしめ、損害を防止する為必要なる施設を為さしめ又は原状回復を為さしむることを得</p> <p>(第一号～第六号 略)</p> <p>七 前項の場合を除くの外法令に依り土地を収用又は使用することを得る事業のため必要なるとき</p>
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 <p style="text-align: right;">(電話番号：)</p>
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	公有水面埋立法
根 拠 条 項	第 3 3 条
処 分 の 概 要	違反行為更生、損害予防施設命令
法 令 の 定 め	第 3 3 条 第 2 2 条第 2 項の告示ありたる後第 2 9 条第 1 項の規定、埋立に関する法令に依る免許その他の処分の条件又は第 3 0 条の規定に依り命する義務に違反する者あるときは都道府県知事は其の違反に因りて生したる事実を更正せしめ又はその違反に因りて生ずる損害を防止する為必要なる施設を為さしむることを得
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	公有水面埋立法
根拠条項	第36条
処分の概要	無免許埋立者への原状回復命令等
法令の定め	第36条 第32条第1項 [竣功認可前の違法行為等に対する匡正] 及前条の規定は埋立の免許を受けずして埋立工事を為したる者に関し之を準用す
処分基準	第32条第1項の規定のとおり。
処分担当課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問い合わせ先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
根拠条項	第20条第1項
処分の概要	許可の取消、行為停止命令等
法令の定め	<p>第20条第1項 都道府県知事は次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第9条第1項若しくは第16条第1項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることができる。</p> <p>一 第9条第1項又は第16条第1項の規定に違反して、特定開発行為をした者</p> <p>二 第9条第1項又は第16条第1項の許可に付した条件に違反した者</p> <p>三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第11条に規定する政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請負人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>四 詐欺その他不正な手段により第9条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者</p>
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	北海道海域管理規則
根 拠 条 項	第 1 5 条
処 分 の 概 要	許可の取消し等
法 令 の 定 め	第 1 5 条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は必要な措置を命ずることができる。 (1) 海域の使用等の許可の内容又は海域の使用等の許可に附した条件に違反している者 (2) 詐欺その他不正な手段により、海域の使用等の許可又は使用等の期間の更新を受けた者
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根拠条項	第12条
処分の概要	許可の取消等
法令の定め	第12条 知事は、工事の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、若しくは工事の中止を命じ、又は設計工法の変更、原状の回復若しくは必要な設備を命ずることができる。 (1) 不正の方法によって許可を受けたとき。 (2) 予定期間内に工事に着手又は竣功しなかったとき。 (3) この条例の規定又は許可の条件に違反したとき。 (4) その他公益上必要があると認めたとき。
処分基準	法令の定めのとおり。
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号：)
問い合わせ先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号：)
備考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根 拠 条 項	第13条
処 分 の 概 要	許可を受けないでした工事の原状回復命令等
法 令 の 定 め	第13条 許可を受けないで工事をしたときは、知事は、期限を指定してその全部又は一部の撤去若しくは原状の回復を命じ、又これによって生ずる危害の予防その他必要な設備を命ずることができる。
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根 拠 条 項	第 1 4 条
処 分 の 概 要	代執行費用の義務者からの徴収
法 令 の 定 め	第 1 4 条 前二条の義務を履行しない者に対しては、知事は、義務者に代って執行し、又は第三者に執行させ、その費用を義務者から徴収することができる。
処 分 基 準	上記法令及び行政代執行法第 2 条のとおり。
処 分 担 当 課	各建設管理部用地管理室維持管理課 (電話番号 :)
問 い 合 わ せ 先	上記処分担当課及び出張所 (電話番号 :)
備 考	公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月 1 日作成)

法 令 名	北海道沿岸水域の工事取締条例
根 拠 条 項	第19条
処 分 の 概 要	過料処分
法 令 の 定 め	第19条 不正の行為により手数料を免れた者には、第18条に規定する区分により、その免れた手数料の五倍に相当する過料を科する。
処 分 基 準	法令の定めのとおり。
処 分 担 当 課	建設部建設政策局維持管理防災課管理グループ (電話番号：011-231-4111 内線29-412、413)
問 い 合 わ せ 先	・ 上記処分担当課 ・ 各建設管理部用地管理室維持管理課及び各出張所 (電話番号：)
備 考	公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/furiekisyobunkizyun.htm